

第9回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第197号 控訴の提起についての上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第198号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)についての上程、説明、 質疑、討論、採決	13
○閉議の宣告	14
○町長あいさつ	14
○閉会の宣告	15
○署名議員	16

鏡石町告示第 5 号

第 9 回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1 . 期 日 平成 2 2 年 2 月 3 日 午前 1 1 時

2 . 場 所 鏡石町役場議会議場

3 . 付議事件

(1)控訴の提起について

(2)平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算(第 7 号)

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成22年第9回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年2月3日(水)午前11時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 197号 控訴の提起について
- 日程第 4 議案第 198号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件
議事日程第(1号)に同じ

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
教育長	佐藤節雄君	総務課長	木賊正男君
税務町民課長	高原芳昭君	健康福祉課長	今泉保行君
産業課長兼農業 委員会事務局長	小貫忠男君	都市建設課長	圓谷信行君
教育課 参事兼課長	遠藤栄作君	上下水道課 参事兼課長	小林政次君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午前 11 時

開会の宣告

議長（今泉文克君） ただいまから、第 9 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

本日、第 9 回鏡石町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げますのは、平成 19 年 3 月に提訴を受けました境西団地内宅地不同沈下に関する損害賠償請求事件に係る判決が、先月 26 日に福島地方裁判所郡山支部から言い渡されたことに伴う、控訴の提起のための議案及び先月 28 日に議決成立いたしました国の今年度第 2 次補正予算限りの地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業として、地域経済対策等緊急支援措置として行う一般会計補正予算の 2 議案であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前 11 時 03 分

開議 午前 11 時 04 分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き開議を開きます。

開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、12 番、小貫良巳君、13 番、円谷 寛君、14 番、円谷寅三郎君の 3 名を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

議案第197号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、議案第197号 控訴の提起についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第197号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました、議案第197号 控訴の提起について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの控訴の提起は、平成19年3月に福島地方裁判所郡山支部に提訴された平成19年（ワ）第94号損害賠償請求事件に係る判決が、先月26日に言い渡されたところであります。

町といたしましては、本判決を重く受け止めておりますが、町がこれまで訴えてまいりました建築設計及び施工業者の責任については一切触れておらず、土地を分譲した町側の一方的責任に等しい判決内容であるため、建築設計及び施工業者の責任を求め、仙台高等裁判所に対し、控訴を提起するものであります。

控訴の相手方は、（1）東京都荒川区町屋二丁目19番20号 入澤敏雄、（2）東京都荒川区町屋二丁目19番20号 入澤千次、（3）東京都荒川区町屋二丁目19番20号 千歳金属有限会社 代表取締役 入澤敏雄、（4）鏡石町境150番地 株式会社 チトセ 代表取締役 入澤敏雄であり、控訴の趣旨につきましては、現判決の鏡石町敗訴部分の取り消しと被控訴人の請求を棄却し、並びに第一審、第二審の訴訟費用は、被控訴人の負担とする旨の判決を求めるものであります。

また、訴訟遂行の方針といたしまして、弁護士滝田三良氏を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行するものであります。

本件につきましては、町が昭和62年に宅地分譲を行いました、境西団地内の宅地において、地盤の不同沈下により、アパートと居宅の2棟が著しく傾くなどの損害を負わせたことによる損害賠償請求事件であります。

平成19年3月に提訴され、その後、4月に第1回の口頭弁論が行われ、昨年12月まで18回に及ぶ口頭弁論と原告、被告双方の証人尋問などの結果、結審となり、先月26日に判決が言い渡されたものであります。

口頭弁論では、町は土地の不同沈下や建物の不具合は、土地の正常のみならず、土地上に建築される建築の設計、管理、施工、すべてが影響して発生するものであ

り、原因はひとつに限られるものではなく、不具合の原因を地盤のみにあるとする原告の主張は、設計管理者の責任逃れに過ぎないとの主張を行い、その証拠となる準備、書面等の提出をしてまいりましたが、このたびの判決においては、原告の主張がほぼ全面的に認められ、町側の主張が棄却されるという結果となったことから、土地を造成分譲した町側の責任だけを求める判決には、とうてい説明がつかない他本判決が及ぼす影響を考慮し、建築設計及び施工業者の責任を求め、仙台高等裁判所へ控訴するに至ったものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） ただいま上程されました、境西団地内の不同沈下の件についてですね、どうも私が納得出来ないところは、これからね、結局裁判をやる、まだ判決は出てないのでしょうから、なかなかきちとした決定的な事は言えないのですけれども、非常に不利だとは思いますが。その中で、しかしこれ町施工ですから、町施工のどの課が担当したのか、素朴な疑問ですけれども。

そしてどうゆうふうな管理をしたのかなというふうなことなんですよね。

結局、これ建設、設計したところにもあるんじゃないかなあというふうな、お話を全協でいただいた訳ですけれども、しかし、その間のプロセスですよね。プロセス、そして最終的にはこういうふうな事態になった訳ですから、やはり責任の在り方、そしてどうしようかね、形成でしょうか。責任の各課、どこへ問題があったかというふなことを私は疑問に思っています。答弁願います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の判決を受けまして、いわゆる町側の主張が、ほとんど採用されなかったというような状況の中で、改めて仙台の高等裁判所のほうに提訴をしたいというふうなことでございます。これまでの宅地分譲の担当課と言うことでありますが、設計等については、所管の中で企画総務のほうで担当し、施工は当時の工事担当課であります建設課の中で施工してまいったところでありまして、いわゆる開発等を行いながら、県の開発許可、それから開発に伴います竣工検査等もすべて整っておりますので完成をみたところでございます。

その後の状況について、また責任の在り方でございますが、まだ係争で、どちらの責任かということも分かりませんので、その内容については、その後、裁判の中で終結したときに、その後の考え方を整理したいということでございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔 8 番 木原秀男君 登壇 〕

8 番（木原秀男君） 今、答弁いただいたんですけれども、プロセスなんですよ。結局ただ人任せだね。人任せで鑑定検査とかそういうふうなものがどうなっているのかということなのですが、プロセス、過程が大事だと思うんですよ。その過程の考え方として、どのような、例えば期間がどの位、その工事をやるのにかかって、どの位の回数で、結局管理と言うんですか、そういうふうなものをしたかどうかを伺っておきたいと思います。

議長（今泉文克君）

総務課長、木賊正男君。

〔 総務課長 木賊正男君 登壇 〕

総務課長（木賊正男君） 8 番議員の再質問のご答弁を申し上げます。

このたびの境西団地の宅地造成工事の造成数等なことでのお尋ねかと思っておりますけれども、今回の境西団地につきましては、昭和 62 年に宅地分譲を開始をした所でございます。そのなかでは、いわゆる単一工事の中では地質調査、それから開発行為の中での調査事務につきましては、全て専門業者に委託をし、それらの監督員等については職員が務めておりまして、そちらの完成の中で逐次、現場と協議をしながら工事を進めてきたと言う基本がございますが、工期の詳しい資料につきましては持ちあわせておりませんので、この場ではご説明申し上げられませんが、62 年の分譲開始の以前にそちらの工事は全て完了していると言うことでございます。

議長（今泉文克君）

8 番、木原秀男君。

〔 8 番 木原秀男君 登壇 〕

8 番（木原秀男君） 今、答弁いただいたんですけれども、結局業者任せというふうなことなんですよ。業者任せ、まっ、打ち合わせはしたというふうに言っていますけれども、結局こちらのほうでは、それだけの理解ある資格の持っている方達がいるかどうかということと、当時ですよ、そういう方がいて業者と何回も打ち合わせしていたのであれば、こういうふうなことは起こらなかったのではないかなと思うんですよ。

やっぱり今年が寅年ですから、「虎の子渡し」と言うことわざがあるんですよ。

慎重に慎重にと。こういうふうなことが常に、やはり税金を使っている物に対しては、いつもそういう気持ちじゃなきゃならないと思うんです。

結局業者任せ、そして、反対に言えばこちらの内の中にも、それだけの知識とか資格ですか、そういうふうな物を持っていた方が当時はおられて、その方と業者が協議されたのかどうか、ちょっとその辺もなかなか過去のことからむずかしいのだけれども、今後の考え方としても聞いておきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（今泉文克君）

総務課長、木賊正男君。

〔 総務課長 木賊正男君 登壇 〕

総務課長（木賊正男君） 8 番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

業者任せではなかったかと言うふうなご質問でありますけれども、いわゆる専門

的な知識につきましては、専門的な業者にお願いをしながら、職員が詳細な打ち合わせを進めながら、進めていくということになりますので、そういった中で工事の精度を高めていくということを行っている訳でございます。これからも、今議員さんがあげましたように、業者に100%丸投げしてしまうということは無いようにとすることで、それぞれに打ち合わせしながら進めておりますので、いわゆる職員と委託をしました専門業者との打ち合わせを綿密にしながら、まっ、今回の結果としては、不同沈下というようなかたちで訴訟があったわけではありますが、それらの原因追及を今しているわけでございますので、それらを十分見極めながら今後の業務にも今回の提訴を生かして行きたいという考え方もございますので、ご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷 寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの議案第197号についてお尋ねをいたします。

先ほど全員協議会のなかでも申したんですけれども、やはりあの、この案件に対してですね、非常にこの議会に対する公僕とか、そういうものが非常にこうなおざりにされてきたという点について、まず第一点から申し上げておきたいということですね。

それはなぜかというんですね、私は時々ですね、地方議会議員セミナーなんていうものに参加をするんです。その講師でですね、ときどき講師になって来るのは元埼玉県の県議会議長をされ、そのあと志木市の市長を務められた穂坂邦夫さんという人がですね、ときどき講師になってお話をされるわけですが、その穂坂さんはまさに地方自治で生きてきた人なんです。

最初は埼玉県の職員になって、それから志木市の職員になって、志木市の議員になって議長までやって、埼玉県の県議会議員になって埼玉の議長やってから、志木市長をした方ですね。この人は議員を前にしていつもこういうことを言うんです。

「町がね、自治体が良くなる、良くならないは全部議員の責任でしょ。なぜならば、あなた達がすべてそういうものを決めてくるんじゃないですか。決めてるんじゃないですか。だからあなた達は、町があれになったときにはあなた達の責任だ」と。こういうことをいつもおっしゃっております。

そういう観点からですね、我々は議決権というものは非常に重要な議員の権利であり、責任のある行いだと思っているんです。そういう点から申すならば、やはり執行の皆さんの議会に対する、議案に対する扱いというものは非常になおざりであって、当然、議会は議案を出せばいつでも賛成多数で、議決をしてくれるんだと、そうゆう認識があるんじゃないかと思うんです。

たとえば我々にこの重要な控訴をするに当たって、第一審のですね、詳細な判決文すら分かっていないんです。我々は、つい数日前に新聞に出て、先ほども全員協議会で出ていましたけれども、町民のみなさんが心配してですね、いったいどうなってんだこの裁判はと、いつてんですけれども、我々は詳しくこの経過を聞いていなかったんですよね。ですから、唐突に判決が出たなっていうふうに思っているんです。しかし、先ほどの経過をみれば数多くの口頭弁論とかなんかですね、裁判

を今まで公判をですね、18回も口頭弁論をやって進めてきているんですね。その都度、やはり報告をしてですね、やはり我々重要な議決にかかわるものですからその都度説明をしていただかないと、本当はこういう場合、唐突に出さなくても、本当はどうしたらいいのかわからない。それを議会の直前にですね、我々に説明をして議決をして下さいと、こういう感じですね。しかし、我々は先ほど弁護士にも言ったんですけども本当に勝てるのか、負けるのか十分な検討をした上で議決をしないと、本当に正しい議決はできないんです。それを、11時からやるのに、10時から全員協議会にきてくださいということで、なんか形式的にですね、この議決を得られるだろうというふうな認識が執行のなかにあるんじゃないかということで大変残念に思うんですね。

本当にこの裁判がどれだけの町のためになるのかということですね。着手金含めて180万ですか、これほどのお金を使って更に、これが延びていけば延びていくほど5%の金利がかかる、3千万に対して5%ですよ、金額があがらないですよ。

こういうお金がかかって、これからやっていくのにですね、全く唐突もなく、今説明をして裁判負けました、それじゃ控訴しましょうと言うことなんですけれども本当に勝てるのか、勝てるという確信がどこにあるのかをまず、町長にお尋ねします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員のご質問にお答え申し上げます。

私もあの専門官ではありませんから、勝てるのか、勝てないのかと言うようなことは、ここで申し上げる立場ではありませんが、先ほど全協のなかでも弁護士がお話しましたように、我々の主張がほとんど認められていないということで、公平性、整合性という観点からですね、ここはやはり上訴審の判断を仰ぐべきだということなので、今回議案として上程したわけでありまして。裁判は、勝つか負けるかというのはやってみないとわからないということ、みな様にご了承していただくしかないのかなと私は思っているわけですが、いずれにしても公平性と整合性を我々は持っております。以上でございます。

議長（今泉文克君）

13番、円谷 寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問いたしますが、貴重な町民の血税がこの間使われているわけですね、3千万の5%の金利も長引けば長引くほどかかってくるわけですね、更にこの説明にもあるように1,833,592円という着手金も委託料としてすぐできるわけですね、そういうわけで大変お金がかかるんですから、もっと慎重に今までの判例など調べればねだいたいわかるんですよ。

裁判というのはだいたいわかる。それで、請求の8%の割合で、どのくらいの割合で勝算あるんだということを聞きたかったわけで、わからないと言う答弁。勿論はっきりしたことはわからないですけども、だいたいですね、こういう公的な立場で裁判やる場合は、7分以上勝てるというような確信がないとですね、私はやるべ

きではないと、税金の無駄使いになるというふうに思うんですよね。

一か八かやってみようというのは、やはりまじめな態度ではない。だからもうちょっとね、本当は議会で勉強会やってね、今までの判例などを抽出してですね、こうゆう事件で、こうゆう判決があったと。じゃ、今度はこういう追究をしていけるんじゃないかというような勉強をやって、慎重にこれを検討しなくちゃ、本当は正しい判断はできないんですね。それをいきなりですね、今までの経過もしないで、判決文も我々に見せないまま、いきなり控訴を提起してますけども、今までの経過をたどれば、ほとんど鏡石は裁判には負けているんですね。今までの裁判、あの川名さんの案件は非常に似通った案件ですけれども完全に負けてきたわけです。

更に今までの北部工業団地の分譲地の問題でも藤島さんに負けておりますし、ことごとく今までは負けているんですから、もう少し慎重にですね、正しい判決をするためにももう少し検討するべきであったと思ひまして、その辺についてもうちょっとですね、私は煮詰めた議論をしているのかと思ひたらば、最低ですね今の話を聞くと。ですから安易にですね、裁判というものを捉えているというふうに思うんですけども、これからですね、何年も何年もこれやっていって、5%の金利がかかって裁判費用がかかって、ますます泥沼に陥るような気がしてならないんですけども、どうですか総務課長、今までですねどの程度これ控訴に当たって検討してきたのかその辺をお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

裁判費用もかさみ、また7割以上の勝算が無ければ裁判はやらないほうが良いのではないかという旨のお尋ねかというふうに思いますけども、このたびの裁判につきましては、さきほどの全員協議会の中で報告したとおり、3月20日に訴状が提出されまして、いわゆる町を被告に33,972,000円相当の賠償請求があったわけでありませう。

町が訴えられたということでございまして、それを、そのままのみにしてお支払いするには、説明がつかないとのことで、町としては先ほど申し上げましたように土地と地盤の沈下、不同沈下については、土地のみではなくて設計、施工の業者がその一端もあるのではないかというふうなことでの主張を繰り返しながら、これまで裁判の中で闘ってきたところでありませうけれども、今回の裁判が、町の主張が全く認められないというような状況でございましたので、今回控訴するにあたっては、勝算等については先ほど弁護士がご答弁したようにまったくわかりませうけれども、いわゆる町側が全面的に補償しなければならないということはないのではないかというふうなことで、先ほど申し上げましたが、建物等の不同沈下は、ひとつのみ原因で行われるのではなくて、土地また、建物の施工、設計のなかでの問題が発生するのではないかということで、そちらのほうでの控訴内容でございませうのでそちらについては、ご理解いただければと思ひます。

以上でございませう。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷 寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 質問に答えていないんですよ。

どの程度この事件について、判決が出てから控訴をしなくちゃならないという勉強をですね、されてきたのかということをお聞きしたいわけですよ。

それでこの前ですね、川名さんの事件でも私は本気でやってきたんですよ。さきほどの弁護士のお話し、あるいは産業廃棄物などが入っていた、今度も本当にそういうものが入っていなかったのかどうなのか、よく検討してやっているのかどうなのか。全部負けたっていいですけども、負けるには負けるなりの理由があるんですよ。

その理由が本当にどうなのか、我々も含めて本当は勉強すべきなんですよ、我々が決めるわけですよ、控訴をすること決めるわけですよ、議決するわけだから。

ですから我々に説明してですね、こういう点で今後の裁判は、こうである。だから控訴しなくちゃならないんだということをもう少しですね、具体的に判決文などを参考にしながら、あるいは現状ですね、相手の出した証拠書類いっぱい出てるはずですよ。大変な物量になっているはずなんですよ裁判では。

私も何回か裁判をやっておりますからわかりますけども、むこうは、いろいろ書類を出してくるはずなんですよ、そういう物をじっくりと検討してですね、そして、これは普通だとこの点では争うんだと細かい物を我々に示しながら、我々の議決を求めるとというのが本来の姿ではないのかと。その辺について、私はもう少し、心得違いをされているんじゃないかということをお聞きしたいわけでございまして、その辺についてももう少し詳しい説明をお願いします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

このたびの裁判のいわゆる、当初の町を相手取ったいわゆる応訴についてでございますが、先ほど申し上げましたように損害賠償請求として3,390万にのぼる金額を損害賠償請求事件が提訴されましたので、それらに対する応訴としては、町側の責任のみではということでの考え方から、顧問弁護士であります滝田弁護士との相談の中、それから町としての全体の判断もありましたので、そういったなかを十分加味しながら、応訴すべきかどうかを検討し、今回提訴に応じながら18回に及ぶ口頭弁論等を経て、今回の判決となったものでございます。

なお、1月26日の判決からこれまで控訴に至った中身でございますが、そちらにつきましては、当然、町の訴訟代理人でもあります滝田弁護士とも相談をし、また、技術指導を頂いております一級建築士の郡山の日大非常勤講師をなさっている先生もおられます。その先生とも話しをしながら、控訴について検討をしてきたところでございますけれども、今回の、いわゆる判決の中で、要は争点ということでは、地盤沈下の原因がどこにあったのか。それから被告の注意義務違反があったのか、なかったのか。それから消滅時効の起算点はどこにあるのか。

それから原告団の損害額、今回は3,390万ほどでしておりますが、その損害額については正当な金額なのか、どうなのか。そんなことでの争点を元に議論を尽くしてきたわけでありまして。そしてまた、控訴にあたっての争点の中では、いわゆる建物の不同沈下の原因が、基礎地盤調査設計のみだったのか、ということをございまして、設計施工上の問題が無かったのかということをございまして、上部の高等裁判所の中で問いたいと言う考え方と注意義務違反については、地盤のみであるのか、いわゆる設計施工業者には無かったのか、といったことも上部高等裁判所の中で問いたいということをございまして。

また、争点の中の損害額についても適正な損害額の金額なのかどうか、それらについても再度調査をしなければならないということでありまして、それらを含めて高等裁判所のほうに控訴したほうが良いのではないかとということで、今回、控訴の提起と至ったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第197号 控訴の提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第198号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第4、議案第198号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第198号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第198号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページお開き願ひます。このたびの補正予算につきましては、国の第2次補正予算におきまして、緊急経済対策としての地域活性化・きめ細かな臨時交付金によるインフラ等の整備事業費と、このたびの境地区の地盤沈下訴訟の判決を不服とし

て、控訴に要する経費が主であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,136,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,326,575,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表、債務負担行為補正におきまして、損害賠償請求事件訴訟代理人委任委託料の費用等を追加するものであります。

明細につきましては、8ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第198号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、2議案とも原案のとおり議決賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

ただいま議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分に今後検討し、

町政執行に遺憾無きを期してまいります。

3月議会定例会を一ヶ月後に控え、公私ともにご多用とは存知ますが、議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて、第9回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時47分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
議案第 197号 控訴の提起について	3
議案第 198号 平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算（第 7 号）	4

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第 197号	控訴の提起について	22. 2. 3	可 決
議案第 198号	平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算 (第 7 号)	22. 2. 3	可 決